

地域自主防災会自主防災マニュアル〔ひな型〕

R5.2

〇〇〇町地域自主防災会 自主防災マニュアル

1. 自主防災組織

- 〇〇〇町自治会内の助け合い（共助）のための組織であり、その範囲内で活動を行う。
- 災害時の諸活動は自治会員の合意のもとに行う助け合いの活動であり、役員（班員）に災害時の出動義務はなく、その結果について役員（班員）が責任を負うことはない。
- 班は自治会の規模に応じて設置を考える。

2. 資機材の整備

- 優先度の高いものから自治会で購入し保管する。

3. 避難場所

(1) 1次避難場所

- 災害発生時（緊急時）に身の安全を確保し、町内で情報共有できる場所（1次避難場所）を自治会内で指定する。〈 〉

(2) 2次避難場所

- 自治会から移動が必要な場合の避難場所（2次避難場所）を確認する。
〈 グラウンド〉

4. 緊急連絡体制

- WEB等も利用しながら、全世帯への緊急連絡体制を整備する。

5. 日常の活動

- (1) 連絡体制の確認
- (2) 防災・防火訓練の実施（原則年1回）
- (3) 研修会の開催（原則年1回）

6. 災害時の活動 ※地区防災計画の各世帯向けチラシを参照

(1) 風水害対策

- 台風や大雨による災害の発生が予想されるとき
- 避難に関する情報が発令されたとき
 - ・ 自治会単位で声をかけあって対応（自治会に合った内容で）
特に、避難行動要支援者に配慮する。

(2) 地震災害対策

- 地震が起こったら
 - ・ どこにいても落ち着いて、自分や家族の身の安全を確保する。
- 消火活動・救出活動・避難行動
 - ・ 自治会単位で声をかけあって対応（自治会に合った内容で）
避難行動要支援者の安否確認も行う。